重大ないじめ問題に対応する校内危機管理委員会

(B)いじめ問題に対応する校内危機管理委員会

(A)校内危機管理委員会

中核となる危機管理組織

校長·副校長·教頭 主幹教諭·事務長 各学部主事·寮務主任

【役割】

○校内での危機管理を必要とする事案 への迅速で組織的な対応 左記(A)に加え、生徒部長 人権教育主任、養護教諭 スクールカウンセラー 事案に応じ校長が必要と認める 教職員・保護者・外部の専門家等

【役割】

- ○基本方針第4-(3)に定める役割
- 〇年間指導計画の作成・実行、検証、修正
- 〇チェックシートの作成・検証・修正
- 〇校内研修の企画
- ○いじめの相談・通報の窓口
- Oいじめに関する情報の収集と記録、校内 での共有
- 〇いじめがあると判断された場合の対応

左記(B)に加え 利害関係を有しない者(第三者)

【役割】

- ○基本方針第5-(4)に定める役割
- ○事実関係の調査
- 〇いじめを受けた関係者への適切な情報提供
- 〇調査結果の報告

【重大ないじめ問題】とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- •精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日を超えて欠席を余儀なくされて
- いる疑いのあるとき